

東京都公報

発行
東京都

目次

68

規則

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…

○東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局子供・子育て支援部育成支援課）…

規則（教）

○都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百二十七号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第一項中「同じ。」の下に「又は公益信託（同項に規定する公益信託をいう。以下この項において同じ。）」（以下この項において「法人課税信託等」という。）を加え、「各法人

課税信託」を「各法人課税信託等」に改め、「規定」の下に「法人課税信託の受託者にあつては」を、「規定に」の下に「公益信託の受託者にあつては第四十条の八の二、第四十条の十八、第四十一条及び第四十三条の規定を地方消費税について適用する場合における当該規定に」を加える。

第二十九条の四第二号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

別記第四十五号の三様式備考1中「附則第10条第4項」を「附則第9条の3第4項」に改める。

附則

1 この規則は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日から施行する。ただし、第二十九条の四第二号及び別記第四十五号の三様式の改正規定並びに附則第三項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都都税条例施行規則第十二条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に効力が生ずる公益信託に関する法律第二条第一号に規定する公益信託（同法附則第四条第一項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

3 附則第一項ただし書に掲げる改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都都税条例施行規則別記第四十五号の三様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百二十八号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第五十号）の一部を

次のように改正する。

第二条の二ただし書中「により修学をする者が」の下に「独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金（以下「学資支給金」という。）の支給又は」を加え、「第三条に規定する大学等における修学の支援（以下「大学等修学支援」という。）を「第四条第一項の規定による授業料の減免（以下「授業料減免」という。）に改め、「修学をする者が受ける独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する」を削り、「大学等修学支援法第八条第一項の規定による授業料の減免」を「当該授業料減免」に、「第八条第一項の規定による入学金の減免」を「第四条第一項の規定による入学金の減免（以下「入学金減免」という。）に、「当該減免」を「当該入学金減免」に改める。

第十四条の二の見出し中「大学等修学支援」を「学資支給金の支給、授業料減免又は入学金減免」に改め、同条中「が大学等修学支援」を「が学資支給金の支給、授業料減免又は入学金減免（以下「学資支給等」という。）に、「大学等修学支援の対象となる月分」を「学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分」に、「大学等修学支援の対象となる入学」を「入学金減免の対象となる入学」に、「大学等修学支援の額」を「学資支給等の額」に、「当該大学等修学支援を」を「当該学資支給等を」に改める。

別表第一就学支度資金の部高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校又は各種学校の項貸付けの限度額の欄を次のように改める。

一六〇、〇〇〇円
私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する場合にあつては、

四二〇、〇〇〇円
国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学、大学院若しくは短期大学、国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人が設置する高等専門学校又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する専修学校の専門課程へ入学する場合にあつては、

四三〇、〇〇〇円
私立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程へ入学する場合にあつては、
五九〇、〇〇〇円
各種学校へ入学する場合にあつては、
二八二、〇〇〇円

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則第二条の二、第十四条の二及び別表第一の規定は、令和七年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

規 則（教）

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十七号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式の二中

配偶者	円	人	円
特定経歴年数学校医等の配偶者		1	
子			
特定期間にある子			
その他の扶養親族			
特定経歴年数学校医等のその他の扶養親族			

を

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年三月三十一日までの期間におけるこの規則による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別記第四号様式の

子	円	人	円
15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子			
その他の扶養親族			
特定経歴年数学校医等のその他の扶養親族			

に改める。

二中

子	円	人	円
15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子			
その他の扶養親族			
特定経歴年数学校医等のその他の扶養親族			

とあるのは

配偶者 (特定経験年数・学校医等の 配偶者を除く。)	円	人	円
子		1	
15歳に達する日後の最初の 4月1日から22歳に達する 日以後の最初の3月31日ま での間にある子			
その他の扶養親族			
特定経験年数・学校医等の その他の扶養親族			

とする。

3 新規則別記第四号様式の二の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則別記第四号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

